

## 会計年度任用職員勤務条件の内容について

任用根拠	札幌市会計任用職員の任用に関する要綱第4条第1項
職種	会計年度任用職員（マイナンバーカード交付専門員）
職務内容	マイナンバーに関する窓口対応及びバックヤード処理
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※採用後、1か月間（勤務日数が15日に達しない場合は、15日に達するまで）は条件付採用期間となります。</p> <p>※任用期間満了後も、勤務成績が良好な場合は再度任用の可能性があります。</p>
勤務場所	札幌市白石区市民部戸籍住民課（札幌市白石区南郷通1丁目南8番1号）
勤務日 勤務時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日）</li> <li>・週休日：日曜日及び土曜日</li> <li>・休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日</li> <li>・勤務時間：1週間当たり30時間、8時45分から15時30分または10時30分から17時15分までのシフト制</li> <li>・休憩時間：11時45分から14時00分までの間に45分</li> </ul> <p>※時間外・休日勤務を命ずる場合があります。</p> <p>※勤務時間は時期により変更となる場合があります。</p>
給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給区分：月額</li> <li>・支払日：当月21日（時間外勤務手当等の実績給は月末締め、翌月21日支払い）</li> <li>・給料表：標準職給料表</li> <li>・手当：地域手当、通勤手当その他の各種手当が支給されます。</li> <li>・支払方法：指定口座への振込等</li> </ul> <p>※上記は令和7年11月時点のものです。条例改正等により変更されることがあります。</p> <p>※詳細は、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則等をご覧ください。</p>
休暇・休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次休暇（付与日数）：10日</li> </ul> <p>※札幌市会計年度任用職員として再度任用等される場合は付与日数が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他各種休暇、休業制度有（取得要件有）</li> </ul> <p>※詳細は、札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する条例施行規則等をご覧ください。</p>
休職	<p>次のいずれかに該当するときは「札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります（地方公務員法第28条第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の故障のため、長期の休養を要する場合</li> <li>・刑事事件に関し起訴された場合</li> </ul>
退職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定年制：無</li> <li>・再度の任用：人事評価結果等に応じて有</li> <li>・自己都合退職：退職する30日以上前までに届け出ること</li> <li>・退職の事由：勤務実績が良くない場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>心身の故障により職務に堪えられない場合</li> <li>その職に必要な適格性を欠く場合</li> <li>定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</li> <li>地方公務員法第16条各号に該当した場合</li> </ul> </li> <li>・任期満了による退職：辞令を用いず、当然退職する。</li> </ul>
社会保険等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険：札幌市職員共済組合、厚生年金保険</li> <li>・雇用保険：加入する</li> </ul>
災害補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災保険：加入しない</li> <li>・公務災害補償条例：対象</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断：対象</li> <li>・表彰制度：対象（一部を除く。）</li> <li>・福利厚生会：加入する（準会員）／ 一月当たりの報酬見込額×5.5/1000</li> </ul>

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。